

# 愛媛県報

発 行 **愛 媛 県** 

第3046号

平成31年 1 月25日金曜日 第3046号

◇ 目 次 ◇
告 示

県営土地改良事業の事業変更計画書の縦覧	(農地整備課)49
肥料登録有効期間の更新	
漁業の許可又は起業の認可の申請期間	
海岸保全区域の指定の一部改正	(港湾海岸課)49
土地改良区役員の就退任の届出	(東予地方局農村整備課)53
建設業者の許可の取消し	(東予地方局管理課)53
道路の供用開始(県道今治丹原線)	
指定居宅サービス事業者の指定	
指定介護予防サービス事業者の指定	( " )54
道路の区域変更(一般国道 320号)	( · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
道路の供用開始( " )	( " )54
雑報	
危険物取扱者試験の実施に関する公示	(消防防災安全課)54
消防設備士試験の実施に関する公示	( " )56

#### 告 示

#### ○愛媛県告示第41号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第1項の規定により、 西条市小松町安井、丹原町明穂地域に係る県営土地改良事業計画を 変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規 定により、次のとおり土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

平成31年1月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業(ほ場整備事業・安井地区)変更計画書の写 し
- 2 縦覧期間

平成31年1月28日から2月25日まで

3 縦覧場所

西条市役所小松総合支所及び丹原総合支所

#### ○愛媛県告示第42号

肥料取締法(昭和25年法律第127号)第12条第2項の規定により、 次のとおり肥料登録の有効期間を更新した。

#### 平成31年 1 月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

3	登録有効期限	登録 番号	肥料の 種類	肥料の 名称	保証成 分量 (%)	その他の規格	生産業者の氏 名又は名称及 び住所
1	平成37 年2月 19日	愛媛県 第1255 号	混合有 機 料	粒状混機 台質肥 1号	室量り全 素 6ん量 5	含許る成最及の制項公格お有さ有分大び他限は定のりをれ害の量その事、規と	有限会社上田産業 愛媛県八幡浜市 八代664番地 4

#### ○愛媛県告示第43号

愛媛県漁業調整規則(昭和43年愛媛県規則第22号)第8条第2項 (同規則第21条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基 づき、瀬戸内海を操業区域とする小型機船底びき網漁業の許可又は 起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成31年 1 月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

許可又は起業の認可を申請すべき期間 平成31年1月25日から2月7日まで

#### ○愛媛県告示第44号

海岸法(昭和31年法律第101号)第3条第1項の規定により海岸保全区域を指定したので、海岸保全区域の指定(昭和33年3月愛媛県告示第277号)の一部を次のように改正する。

平成31年1月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

第3046号

		.,,,,	1725					730-00-2
			改 正 後					改 正 前
難沿岸				熔	 蓬灘沿岸			
	地区	地先		"~	- MET - 1	地区	地先	
海岸名	海岸	海岸	区域		海岸名	海岸	海岸	区域
	名	名	_ "			名	名	_ "
 省略		-			省略			
省略					省略			
	JL :±	)= m	<b>甘上1から甘上10十元ナ版为411</b> 11			٦٢;±	;c m	
北浦港	北浦	浜田			北浦港	北浦	八八四	イ線、口線、八線、二線、ホ線及びへ線
( <u>今治</u> +、			線、基点16、補助点2、補助点1及び基		( <u>伯方</u>			により囲まれた区域
<u>市</u> )			点17を順次結んだ線、基点17から基点43		町)			注
			までを順次結んだ線並びに基点43と基点					イ線 大字北浦五十山甲1045番地地先、
			1 を結んだ線により囲まれた区域					浜田海岸護岸起点標柱から北浦塩田北 
			基点及び補助点の表示(角度の表示					角甲1343番地地先防波堤先端まで引い
			は、真北)					<u>た線</u>
			基点1は、今治市伯方町北浦字五十山					口線 イ線の終点から大字北浦字森乙14
			甲2350番地先の標柱(北緯34度14分3					番地地先防波堤基部まで引いた線
			<u>秒、東経133度 5 分51秒)</u>					八線 口線の終点より大字北浦字小島甲
			基点 2 は、基点 1 から266度41分42秒					1335番地地先準用河川中川と港湾区域
			23 .10メートルの地点					との境界標柱から128度 4 メートルの
			基点 3 は、基点 2 から348度40分33秒					地点に至る町村道中川線道路敷陸地境
			19 .99メートルの地点					<u>界線</u>
			基点 4 は、基点 3 から303度31分13秒					二線 八線の終点から303度44メートル
			23 .10メートルの地点					<u>の地点まで引いた線</u>
			基点 5 は、基点 4 から352度54分23秒					ホ線 二線の終点より大字北浦字ワシィ
			64 .56メートルの地点					ワ甲1045番地地先浜田海岸護岸起点か
			基点 6 は、基点 5 から357度28分57秒					ら326度23メートルの地点に至る浜田
			36 .97メートルの地点					海岸護岸及び北浦塩田護岸天端前肩カ
			基点7は、基点6から20度08分01秒					ら陸地側20メートルの線
			72 .15メートルの地点					へ線 ホ線の終点とイ線の起点を結んだ
			基点 8 は、基点 7 から35度27分44秒					線
			30 .00メートルの地点					
			基点 9 は、基点 8 から302度38分17秒					
			9 .99メートルの地点					
			基点10は、基点 9 から215度27分42秒					
			13 .00メートルの地点					
			基点11は、基点10から296度40分34秒					
			37_36メートルの地点					
			基点12は、基点11から291度03分14秒					
			69 .99メートルの地点					
			基点13は、基点12から328度08分43秒					
			50 .00メートルの地点					
			基点14は、基点13から346度41分46秒					
			60 .00メートルの地点					
			10 .00メートルの地点					
			基点16は、基点15から19度04分50秒					
			73 .30メートルの地点					
			基点17は、補助点1から139度49分25					
			秒80 .09メートルの地点					
			基点18は、基点17から168度24分36秒					
			28 .14メートルの地点					

 平成31年	1月25日	<u> </u>	友	<u> </u>	<b>平</b> 校	第3046号
1 1	# F40H # F40N > 4335	÷ 4 0 // 0 0 feb	1 1	1	1 1	1
	基点19は、基点18から177月	支12万30秒				
	35.39メートルの地点					
	基点20は、基点19から182月	芟14分24秒	-			
	31 .46メートルの地点					
	基点21は、基点20から178月	度37分12秒				
	8 .41メートルの地点					
	基点22は、基点21から209月	度34分12秒	:			
	76 .68メートルの地点					
	基点23は、基点22から223月	度55分12秒				
	51.27メートルの地点					
	基点24は、基点23から149月	度53分41秒				
	9.80メートルの地点					
	基点25は、基点24から220月	度08分21秒				
	1.32メートルの地点					
	基点26は、基点25から300月	度31分20秒				
	9.87メートルの地点					
	基点27は、基点26から226E	度18分10秒				
	99 .15メートルの地点					
	基点28は、基点27から233E	度16分55秒	,			
	8 .85メートルの地点					
	基点29は、基点28から237月	<b>隻20分16秒</b>	,			
	41 21メートルの地点					
	基点30は、基点29から240点	<b>度18分25秒</b>	,			
	28.52メートルの地点					
	基点31は、基点30から246月	<b>隻22分48秒</b>	,			
	32 35メートルの地点					
	基点32は、基点31から268原	<b>度41分16秒</b>	,			
	3 .83メートルの地点					
	基点33は、基点32から312月	<b>宴13分18秒</b>				
	44 .99メートルの地点					
	基点34は、基点33から72度	ま35分39秒				
	29 .99メートルの地点		•			
	基点35は、基点34から39度	第13分15秒				
	11 .84メートルの地点	2.07,.07				
	基点36は、基点35から347月	套04分46秒	,			
	10.00メートルの地点	<u> </u>	-			
	基点37は、基点36から63度	₹35分46秒	.			
	<u> </u>	233711012				
	基点38は、基点37から38度	€13分15秒				
	<u> </u>	~ 10/1 10/12	•			
	基点39は、基点38から 7 度	₹18分51秒				
	179 .99メートルの地点	C 1071 J 142				
	基点40は、基点39から274原	÷12⇔⊑⊑₩				
		ヌコム 月 33代グ	-			
	332 37メートルの地点   基点41は、基点40から181月	<b>在13公</b> 21秒				
	<u>奉点41は、奉点40から181</u> 106 .41メートルの地点	ヌココカ 31代グ	•			
	基点42は、基点41から149原	守つら ⇔っつが				
	<u> </u>	× ∠ ∪ /] ∠ O 1/Y	•			
	基点43は、基点42から186原	<b>並37分/11</b> 秒	.			
		メン・ハリサーベン	•			
	13.73メートルの地点   補助点1は、補助点2から	102度24八	.			
		104反34万	-			
	22秒412 .65メートルの地点	2 度 20 八 5 4				
	補助点2は、基点16から13	∠反30万54				

愛

			秒208 .54メートルの地点
省略			
省略			
 大下港	大下	由沂	   基点 1 、補助点 5 、補助点 4 、補助
( 今治		奥ジ	<u> </u>
市)		ヨウ	次結んだ線、基点 2 から基点13までを
.1.		中ノ	次結んだ線並びに基点13と基点1を総
		浦	だ線により囲まれた区域
		ホコ	   基点及び補助点の表示(角度の表
		ラ	  は、真北)_
			基点1は、今治市関前大下乙53番3
			先の標柱(北緯34度11分18秒、東経
			度55分13秒)
			基点 2 は、補助点 1 から27度28分20
			38 .12メートルの地点
			基点3は、基点2から99度25分59
			44 .72メートルの地点
			基点4は、基点3から137度42分4
			106 .78メートルの地点
			基点 5 は、基点 4 から172度07分22
			88.86メートルの地点
			<u>基点6は、基点5から146度35分49</u>
			92 32メートルの地点
			基点 7 は、基点 6 から103度26分05
			<u>81 .51メートルの地点</u>   ま 5 0 は、ま 5 7 5 7 5 7 5 7 5 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7
			基点 8 は、基点 7 から150度10分4′
			131 .47メートルの地点
			基点 9 は、基点 8 から182度02分4 <sup>2</sup>   73 46メートルの地点
			<u>73_46メートルの地点</u>   基点10は、基点 9 から138度16分08
			35 .69メートルの地点
			基点11は、基点10から177度18分30
			<del></del>   117 .18メートルの地点
			152 .79メートルの地点
			基点13は、基点12から297度48分25
			197 .51メートルの地点
			補助点1は、補助点2から283度30
			39秒40 .06メートルの地点
			補助点2は、補助点3から317度47
			37秒52 .88メートルの地点
			補助点3は、補助点4から341度29
			49秒553 .03メートルの地点
			補助点4は、補助点5から89度33分
			秒127.59メートルの地点
			補助点 5 は、基点 1 から33度13分10
			14 .11メートルの地点
省略			

1 1	
省略	
省略	
(今治 奥ジュータ カー・	イ線、口線、八線、二線及びホ線により 囲まれた区域 注 イ線 字申浜甲1429番地々先港湾区域境 界標柱より字中ノ浦樋門護岸中心前肩 から277度30メートルの地点まで引いた線 口線 イ線の終点から字ホコラ63番地々 先港湾区域境界標柱まで引いた線 八線 口線の終点から180度20メートル の地点まで引いた線 二線 八線の終点よりイ線の起点から22 度20メートルの地点に至る大下海岸護 岸天端前肩から陸地側20メートルの線 ホ線 二線の終点とイ線の起点を結んだ 線

## ○愛媛県告示第45号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、西条市明理川土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成31年1月25日

愛媛県東予地方局長 髙 橋 正 浩

就 任

役員の種類	氏	,		名	住	所
理事	_	色	雅	典	西条市明理川182番地	
"	秋	Ш	久	男	西条市明理川286番地 2	
"	秋	Ш	和	久	西条市明理川281番地 1	
"	石	原		浩	西条市明理川163番地 2	
"	石	原	保	志	西条市明理川171番地	

監事	秋川貴則	西条市明理川152番地 1
"	稲井健二	西条市明理川318番地14

退任

役員の種類	氏			名	住	所					
理事	秋川多辺				西条市明理川152番地						
"	_	色	正	喜	西条市明理川288番地 2						
"	秋	Ш	久	男	西条市明理川286番地 2						
"	_	色	雅	典	西条市明理川182番地						
"	石	原	保	志	西条市明理川171番地						
監事	監事 石原		浩	西条市明理川163番地 2							
"	秋	Ш	和	久	西条市明理川281番地 1						

# ○愛媛県告示第46号

建設業法 (昭和24年法律第100号)第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。 平成31年1月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

	許可番号	許 可 年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取 消年月日	取り消した建設業の種類	取消しの原因 となった事実
(	(般 - 25)第15472号	平成25年 12月26日	インテリア不二	赤澤 直治	西条市港新地338	平成30年 12月 5 日	建築工事業 内装仕上工事業	建設業の廃止
(	(般 - 29)第8312号	平成29年 5 月30日	(株)夢創	大久保治彦	今治市石井町 2 - 3 - 1	平成30年 12月11日	建築工事業	建設業の廃止 (一部)
(	(般 - 26)第14416号	平成26年 12月20日	㈱アイワテック	伊藤 四郎	新居浜市黒島 1 - 1 - 10	平成30年 12月18日	塗装工事業 熱絶縁工事業 水道施設工事業	建設業の廃止 (一部)
(	(特 - 28)第14762号	平成28年 7月17日	ヒチフクハウス産業(株)	山本 保信	今治市大新田町 1 - 4 - 48	平成30年 12月19日	建築工事業	建設業の廃止

## ○愛媛県告示第47号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。 その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成31年 1 月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路	線	名	供	用	開	始	Ø	区	間	供用開始の日
県 道	今	治丹原	線	西条市安用甲8	41番 3						平成31年 1 月25日

## ○愛媛県告示第48号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。 平成31年1月25日

愛媛県中予地方局長 飯 尾 智 仁

指定居宅サービス事業者の	指	定	居宅サ			_	- ビ ス 事 業 所			所	** 中午日日	サービスの種類	
名 称 又 は 氏 名	名				称		所		在		地	指定年月日	リーこ人の性類
社会福祉法人 愛媛県社会福祉事業団	法人 愛媛県社会福祉事業団 しげのぶ清流園						愛媛県東温市田窪2119番地 1					平成30年11月1日	通所介護
社会福祉法人 愛媛県社会福祉事業団	しげのぶ	清流園				愛如	暖県東	显市田	窪2119	番地 1		平成30年11月1日	短期入所生活介護

社会福祉法人	愛媛県社会福祉事業団	しげのぶ清愛園	愛媛県東温市田窪2119番地 1	平成30年11月1日	通所介護
社会福祉法人	愛媛県社会福祉事業団	しげのぶ清愛園	愛媛県東温市田窪2119番地 1	平成30年11月1日	短期入所生活介護

#### ○愛媛県告示第49号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定した。 平成31年1月25日

愛媛県中予地方局長 飯 尾 智 仁

指定介護予防サービス事業者の	指 定 介 護	予 防 t	ナービス事業	所 指定年月日	サ ビュの呑料
名称又は氏名	名	称	所 在	地	サービスの種類
社会福祉法人 愛媛県社会福祉事業団	しげのぶ清流園		愛媛県東温市田窪2119番地 1	平成30年11月1日	介護予防短期入所 生活介護
社会福祉法人 愛媛県社会福祉事業団	しげのぶ清愛園		愛媛県東温市田窪2119番地 1	平成30年11月1日	介護予防短期入所 生活介護

## ○愛媛県告示第50号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。 その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成31年1月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路	線	名	区	間	旧・新別	敷 地 の幅 員	延長	備考
一般国道	北宇和郡鬼北町大字北川333番 2 から					旧	メートル 8 D~18 B	キロメートル 0 320	
一般国道		320号		同大字奈良192番 3 まで		新	10 .6 ~ 22 .0	0 320	

#### ○愛媛県告示第51号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成31年 1 月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路	線	名	供	用	開	始	Ø	X	間	供用開始の日
一般国道		320号			北宇和郡鬼北町大字北川333番 2 から 同大字奈良192番 3 まで				平成31年 1 月25日		

雑	報

#### 〇公 告

#### 危険物取扱者試験の実施に関する公示

消防法(昭和23年法律第186号)第13条の5第1項の規定により、愛媛県知事から委任された危険物取扱者試験を次のとおり公示する。 平成31年1月25日

> 一般財団法人 消防試験研究センター 理事長 田 口 尚 文

1 試験日・受験願書の受付期間及び受付場所等

区分	試 験 日 時		受験願書受付期間	受付場所(問い合わせ先)	提出方法
第1回	平成31年 6月23日(日)	書面申請電子申請	平成31年4月9日(火) ~4月19日(金) 4月6日(土)9時 ~4月16日(火)17時	書面申請 (一財)消防試験研究センター 愛媛県支部 〒790 0011 松山市千舟町4-5-4 松山千舟454ビル5階	
第2回	平成31年 10月27日(日)	書面申請電子申請	平成31年8月30日(金) ~9月9日(月) 8月27日(火)9時 ~9月6日(金)17時	TEL.089 - 932 - 8808 FAX.089 - 935 - 4484 受付時間(土日、祝祭日を除く。) 9:00~17:00 電子申請(問い合わせ先)	書面申請 郵送又は持参 電子申請 インターネット利用
第3回	平成32年 2月8日(土)	書面申請電子申請	平成31年12月9日(月) ~12月19日(木) 12月6日(金)9時 ~12月16日(月)17時	(一財)消防試験研究センター (本部)企画研究部電子申請室 TEL.0570-07-1000(専用) 問い合わせ時間(土日、祝祭日を除く。) 9:00~17:00	

# 2 受験地、試験会場、試験種類、開始時刻等 次表のとおりとする。

ただし、学校の生徒等に限り、附表「学校の生徒等の試験会場等」のとおり受験することができる。

区分	受験地	試験会場	試験の種類	試験開始時刻(集合時刻)
第1回 (H31.6.23) 及び 第2回 (H31.10.27)	松山市	愛媛大学	甲種、乙種第1・2・3・4・5・6類、丙種	【乙種第4類(科目免除なし。)】 午前10時又は午後2時半 (集合:9時半又は午後2時) 【その他全種類】 午前10時 (集合:午前9時半)
第3回 (H32.2.8)	松山市	愛媛大学	甲種、乙種第1・2・3・4・5・6類、丙種	【乙種第4類(科目免除なし。)】 午前10時又は午後2時 (集合:9時半又は午後1時半) 【その他全種類】 午後2時 (集合:午後1時半)

(備考)乙第4類(科目免除なし)の受験者の午前又は午後の受験指定は、消防試験研究センター愛媛県支部が行う。

#### 附表 学校の生徒等の試験会場等

区分	受験地	試験会場	試験の種類	試験開始時刻(集合時刻)
第1回	新居浜市	新居浜工業高等学校	甲種、乙種第1・2・3・4・5・6類、丙種	午前10時 (集合:午前9時半)
(H31.6.23)	今治市	今治工業高等学校	甲種、乙種第1・2・3・4・5・6類、丙種	同上
及び 第2回	松山市	松山工業高等学校	甲種、乙種第1・2・3・4・5・6類、丙種	同上
( H31 . 10 . 27 )	八幡浜市	八幡浜工業高等学校	甲種、乙種第1・2・3・4・5・6類、丙種	同上
	宇和島市	吉田高等学校	乙種第4類(科目免除なし)、丙種	同上
第3回 (H32.2.8)	松山市	松山工業高等学校	甲種、乙種第1・2・3・4・5・6類、丙種	【乙種第4類(科目免除なし。)】 午前10時又は午後2時 (集合:9時半又は午後1時半) 【その他全種類】 午後2時 (集合:午後1時半)

- (備考) 1 学校の生徒等とは、大学、短期大学等を除く学校教育法第1条に掲げる学校 < 高等専門学校、特別支援学校、中等教育学校、高等学校、中学校、小学校 > の生徒、及び施設入所者等で遠隔地等での受験が困難と事前に本財団の愛媛県支部が認めた受験者をいう。
  - 2 第3回試験の乙種第4類(科目免除なし)の受験者の午前又は午後の受験指定は、消防試験研究センター愛媛県支部が行う。
- 3 受験願書用紙・受験案内等の配付場所

(一財)消防試験研究センター愛媛県支部

愛媛県県民環境部防災局消防防災安全課

愛媛県各地方局防災対策室及び各地方局支局総務県民室

松山市消防局及び各市・町・地区消防本部

## 〇公 告

#### 消防設備士試験の実施に関する公示

消防法(昭和23年法律第186号)第17条の9第1項の規定により、愛媛県知事から委任された消防設備士試験を次のとおり公示する。 平成31年1月25日

> 一般財団法人 消防試験研究センター 理事長 田 口 尚 文

## 1 試験日・受験願書の受付期間及び受付場所等

区分	試 験 日 時	受験願書受付期間	受付場所(問い合わせ先)	提出方法
第1回	平成31年 8月4日(日) 開始時刻 10時 (集合9時半)	書面申請 平成31年6月17日(月) ~6月27日(木) 電子申請 平成31年6月14日(金)9時 ~6月24日(月)17時	書面申請 (一財)消防試験研究センター 愛媛県支部 〒790 0011 松山市千舟町 4 - 5 - 4 松山千舟454ビル 5 階 TEL . 089 - 932 - 8808 FAX . 089 - 935 - 4484 受付時間	書面申請 郵送又は持参
第2回	平成31年 12月22日(日) 開始時刻 10時 (集合9時半)	書面申請 平成31年10月21日(月) ~10月31日(木) 電子申請 平成31年10月18日(金)9時 ~10月28日(月)17時	9:00~17:00(土日、祝祭日を除く。) 電子申請(問い合わせ先) (一財)消防試験研究センター (本部)企画研究部電子申請室 TEL.0570-07-1000(専用) 問い合わせ時間 9:00~17:00(土日、祝祭日を除く。)	電子申請 インターネット利用

#### 2 受験地・試験会場及び試験種類

受験地	試 験 会 場	試験の種類
松山市	愛媛大学	甲種 特・1・2・3・4・5類、乙種 1・2・3・4・5・6・7類

#### 3 受験願書用紙・受験案内等の配付

(一財)消防試験研究センター愛媛県支部

愛媛県県民環境部防災局消防防災安全課

愛媛県各地方局防災対策室及び各地方局支局総務県民室

松山市消防局及び各市・町・地区消防本部

平成31年 1 月25日 発行 56